

## 第9回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和8年3月13日(金)

午後2時から

場所：プラザ菜の花4階「楨」

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議事録署名人の選出

### 4 議 題

- (1) 千葉海区漁場計画の変更について（諮問）
- (2) 千葉県資源管理方針の変更について（諮問）
- (3) くるまぐろ、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (4) 千葉海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定について
- (5) その他

### 5 その他

### 6 事務局連絡事項

### 7 閉 会



## 第 1 号議案

### 千葉海区漁場計画の変更について（諮問）

このことについて、令和 8 年 1 月 1 5 日付け水産第 1 4 1 0 号で知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和 8 年 3 月 1 3 日

会 長 石 井 春 人

千葉海区漁業調整委員会 様

千葉海区漁場計画の変更について（諮問）

このことについて、千葉海区漁場計画を別添案のとおり変更したいので、漁業法第64条第8項で準用する同条第4項の規定により諮問します。

令和8年1月15日

千葉県知事 熊谷俊人  
(公印省略)

(別添)

- ・千葉海区漁場計画の変更案
- ・計画の変更箇所に係る漁業権の概要

## 第2号議案

### 千葉県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、令和8年3月11日付け漁資第791号で知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和8年3月13日

会長 石井 春人

漁資第791号

千葉海区漁業調整委員会 様

千葉県資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、千葉県資源管理方針（令和2年千葉県告示第632号）を別紙のとおり変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定により諮問します。

令和8年3月11日

千葉県知事 熊谷 俊人  
(公印省略)

(別紙)

# 千葉県資源管理方針

令和 2 年 11 月 27 日	策定
令和 2 年 12 月 25 日	変更
令和 3 年 3 月 26 日	変更
令和 3 年 6 月 30 日	変更
令和 4 年 4 月 1 日	変更
令和 4 年 12 月 7 日	変更
令和 5 年 12 月 14 日	変更
令和 6 年 1 月 22 日	変更
令和 6 年 12 月 27 日	変更
令和 7 年 3 月 31 日	変更

## 千葉県資源管理方針

### 一 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の水産業は、令和5年の海面漁業の生産量で約8万トン、生産額は約230億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約3千人であり、銚子地域から東京内湾地域にかけて、多種多様な漁業が営まれている。

銚子地域は沖合で黒潮と親潮が交わり、さらに利根川からの栄養塩類が流れ込むことで全国でも屈指の好漁場となっており、まき網、底びき網、つりなど、沖合の大型漁船から沿岸の小型漁船まで多種多様な漁業が行われ、水揚げされた水産物は全国各地に供給されている。

九十九里地域は古くからいわし類を対象としたまき網漁業が盛んであり、地元水産加工業への原料供給元としても重要な役割を果たしている。また、砂浜域においては、ちょうせんはまぐり等を対象とした貝桁漁業が盛んであるほか、はえ縄、刺し網などの沿岸漁業が営まれている。

外房地域は複雑な海岸・海底地形を有し、磯根や沖合の天然礁に恵まれており、これらの漁場を利用したあわび、いせえび等の磯根漁業、いわし類、ぶり類を主体としたまき網漁業及び定置網漁業、きんめだい等の小型船漁業等が盛んである。

内房地域は東京湾から外洋に面した海域まで様々な海洋環境を有することから、定置網、つり、静穏な海域を利用した海面での魚類養殖等の様々な漁業が営まれ、漁獲される魚種も多岐にわたっている。また、水揚げされた水産物は、首都圏へ出荷されるほか、地域の食堂や直売所において提供されている。

東京内湾地域は全国でも有数の浅海漁場であり、のり養殖業やあさり等貝類漁業のほか、小型底びき網、まき網、潜水器、あなご筒、刺し網等の多様な漁業が営まれている。生産される水産物は良質な「江戸前」ものとして市場で高く評価されている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定により、国とともに、資源管理

を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定により、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

## 二 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- 1 水域
- 2 対象とする漁業
- 3 漁獲可能期間

## 三 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、1 及び 2 の規定による配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

## 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 六 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を

把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理の取組は、資源管理と一体として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証し、効率的かつ効果的な取組となるよう努めるものとする。

なお、具体的な取組方針については、本県の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」に定めるものとする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び千葉県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 七 千葉県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての

検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

#### 八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は1から9までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は10から15までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は16から47までに、それぞれ定めるものとする。

## 1 さんまの資源管理方針

### (1) 特定水産資源の名称

さんま

### (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県さんま漁業とする。

#### ア 当該知事管理区分に関する事項

##### (ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

##### (イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業

##### (ウ) 漁獲可能期間

周年

#### イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

### (3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県さんま漁業区分に配分する。

### (4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業（法第60条第3項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業のうち小型定置漁業及び千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号）第4条第1項第16号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

## 2 まあじの資源管理方針

### (1) 特定水産資源の名称

まあじ

### (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県まあじ漁業とする。

#### ア 当該知事管理区分に関する事項

##### (ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

##### (イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

##### (ウ) 漁獲可能期間

周年

#### イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

### (3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まあじ漁業区分に配分する。

### (4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、小型まき網漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
小型まき網漁業	18 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

### 3 まいわし太平洋系群の資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

まいわし太平洋系群

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県まいわし太平洋系群漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まいわし太平洋系群漁業区分に配分する。

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
小型まき網漁業	18 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

#### 4 くろまぐろ（小型魚）の資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

くろまぐろ（小型魚）

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

ア 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

b 対象とする漁業

銚子・九十九里地区（銚子市から大網白里市までの区域をいう。）に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（定置漁業及び小型定置漁業を除く。以下4において「銚子・九十九里地区漁船漁業等」という。）

c 漁獲可能期間

4月1日から6月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

a 当該知事管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

b 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(a) 当該管理年度中（(b)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

(b) 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内

イ 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

銚子・九十九里地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

7月1日から9月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

ウ 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

銚子・九十九里地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

10月1日から12月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

エ 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

銚子・九十九里地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

1月1日から3月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

オ 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

夷隅地区（白子町から勝浦市までの区域をいう。）に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（定置漁業及び小型定置漁業を除く。以下4において「夷隅地区漁船漁業等」という。）

c 漁獲可能期間

4月1日から6月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

カ 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

夷隅地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

7月1日から9月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

キ 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

夷隅地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

10月1日から12月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

ク 千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(1月から3月まで)

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

夷隅地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

1月1日から3月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

ケ 千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(4月から6月まで)

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

安房地区(鴨川市から富津市までの区域をいう。)に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(定置漁業及び小型定置漁業を除く。以下4において「安房地区漁船漁業等」という。)

c 漁獲可能期間

4月1日から6月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

コ 千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(7月から9月まで)

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

安房地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

7月1日から9月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

サ 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

安房地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

10月1日から12月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

シ 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

安房地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

1月1日から3月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

ス 千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

定置漁業（定置漁業及び小型定置漁業をいう。以下4において同じ。）

c 漁獲可能期間

周年

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね2トンの本県の留保とし、残りを平成23年から平成27年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別及び地区別の知事管理区分に按分する。

イ 期間別の知事管理漁獲可能量のうち期間内に消化されなかった数量は、本県の留保とし、当該留保は原則として残り残した漁業の種類別及び地区別の翌期の知事管理区分に配分する。

当初の留保のうち、おおむね1.6トンは、原則として、1月以降において、漁業の種類別及び地区別の知事管理漁獲可能量の9割を超えるおそれがあると認める時点で、アに規定する配分比率に応じて配分する。

留保を配分するときは、それぞれの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

ウ 法第15条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

(4) その他資源管理に関する重要事項

ア 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移等に応じて判断する。

イ 緊急管理措置

各漁業協同組合及び漁業者は、急激な漁獲量の積み上がりに備え、次の表のと

おり漁業の種類別に、漁業協同組合ごとにと組基準の漁獲があった場合は、本県に一報の上、緊急の管理措置に取り組むものとする。

漁業の種類	取組基準	緊急の管理措置
漁船漁業等	1日当たり0.3トンを超える量の漁獲	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡するとともに、当該知事管理区分の残枠が判明するまでの間は、当面、目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施するよう指導する。
定置漁業	1日当たり0.1トンを超える量の漁獲	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨を緊急連絡するとともに、当該知事管理区分の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流等を実施するよう指導する。

ウ 採捕の停止命令について

(7) 法第33条第2項第1号に掲げる場合

a 法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める基準は、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割5分を超えたときとする。

b ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合に該当すると認める場合は、この限りでない。

(a) くろまぐろ(小型魚)の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに採捕するくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

(b) 当該知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の採捕をする者の全てが法第124条第1項の認定を受けた同一の協定(以下「認定協定」という。)又は資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)に基づき知事の確認を受けた同一の資源管理計画(以下「資源管理計画」という。)に参加している場合であって、当該認定協定又は当該資源管理計画の内容及びくろまぐろ(小型魚)の採捕の実態を勘案し、当該認定協定又は当該資源管理計画に参加している者自らによる取組

みによって当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

(イ) 法第33条第2項第2号に掲げる場合

- a 法第33条第2項第2号に掲げる場合に該当すると認める基準は、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が本県の都道府県別漁獲可能量の9割5分を超えたときとする。
- b ただし、くろまぐろ（小型魚）の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

5 くろまぐろ（大型魚）の資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

くろまぐろ（大型魚）

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

ア 千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

千葉

c 漁獲可能期間

4月1日から6月30日まで

(i) 漁獲量の管理の手法等

a 当該知事管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

b 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は参入しない。）

イ 千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

漁船漁業等

c 漁獲可能期間

7月1日から9月30日まで

(i) 漁獲量の管理の手法等

ア(i)に規定するところによる。

ウ 千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

- a 水域  
中西部太平洋条約海域
- b 対象とする漁業  
漁船漁業等
- c 漁獲可能期間  
10月1日から12月31日まで

- (イ) 漁獲量の管理の手法等  
ア(イ)に規定するところによる。

エ 千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）

- (7) 当該知事管理区分に関する事項
  - a 水域  
中西部太平洋条約海域
  - b 対象とする漁業  
漁船漁業等
  - c 漁獲可能期間  
1月1日から3月31日まで
- (イ) 漁獲量の管理の手法等  
ア(イ)に規定するところによる。

オ 千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

- (7) 当該知事管理区分に関する事項
  - a 水域  
中西部太平洋条約海域
  - b 対象とする漁業  
定置漁業（定置漁業及び小型定置漁業をいう。以下5において同じ。）
  - c 漁獲可能期間  
周年
- (イ) 漁獲量の管理の手法等  
ア(イ)に規定するところによる。

- (3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね4トンの本県の留保とし、残りを平成27年から平成29年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に按分する。

イ 期間別の知事管理漁獲可能量のうち期間内に消化されなかった数量は、本県の留保とし、当該留保は原則として獲り残した漁業の種類別の翌期の知事管理区分に配分する。

当初の留保のうち、おおむね3トンは、原則として、1月以降において、漁業の種類別の知事管理漁獲可能量の9割を超えるおそれがあると認める時点で、アに規定する配分比率に応じて配分する。

留保を配分するときは、それぞれの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

ウ 法第15条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

(4) その他資源管理に関する重要事項

ア 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移等に応じて判断する。

イ 緊急管理措置

各漁業協同組合及び漁業者は、急激な漁獲量の積み上がりに備え、次の表のとおり漁業の種類別に、漁業協同組合ごとにとり組基準の漁獲があった場合は、本県に一報の上緊急の管理措置に取り組むものとする。

漁業の種類	取組基準	緊急の管理措置
漁船漁業等	1日当たり0.5トンを超える量の漁獲	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡するとともに、当該知事管理区分の残枠が判明するまでの間は、当面、目的操業の自粛、混獲時の生存個体

		の放流を実施するよう指導する。
定置漁業	1日当たり0.3 トンを超える 量の漁獲	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨を緊急連絡するとともに、当該知事管理区分の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流等を実施するよう指導する。

ウ 採捕の停止命令について

4(4)ウの規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第 33 条第 2 項の規定による採捕の停止命令について準用する。この場合において、4(4)ウ中「くろまぐろ（小型魚）」とあるのは、「くろまぐろ（大型魚）」と読み替えるものとする。

エ 法第 26 条第 2 項の規定に基づく特別管理特定水産資源について

くろまぐろ（大型魚）は法第 26 条第 2 項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

## 6 するめいかの資源管理方針

### (1) 特定水産資源の名称

するめいか

### (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県するめいか漁業とする。

#### ア 当該知事管理区分に関する事項

##### (ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

##### (イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

##### (ウ) 漁獲可能期間

周年

#### イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

### (3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県するめいか漁業区分に配分する。

### (4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

7 まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

まさば及びごまさば太平洋系群

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業区分に配分する。

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、火光利用さば漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）（千葉県漁業調整規則第4条第1項第5号に掲げる漁業のうちあじ・さば棒受網漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
火光利用さば漁業	39 隻
敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）	7 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

## 8 かたくちいわし太平洋系群の資源管理方針

### (1) 特定水産資源の名称

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下(2)及び(3)において同じ。）

### (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県かたくちいわし太平洋系群漁業とする。

#### ア 当該知事管理区分に関する事項

##### (ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、かたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

##### (イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業

##### (ウ) 漁獲可能期間

周年

#### イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

### (3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県かたくちいわし太平洋系群漁業区分に配分する。

### (4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす(体色が銀色のもの以外のものをいう。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

### (5) その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2

(5) に定めるステップアップ管理を行う。

## 9 ぶりの資源管理方針

### (1) 特定水産資源の名称

ぶり

### (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県ぶり漁業とする。

#### ア 当該知事管理区分に関する事項

##### (ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

##### (イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

##### (ウ) 漁獲可能期間

周年

#### イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

### (3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県ぶり漁業区分に配分する。

### (4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

### (5) その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2

(5) に定めるステップアップ管理を行う。

## 10 かつお（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

かつお（中西部太平洋条約海域）

### (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

## 11 きはだ（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

きはだ（中西部太平洋条約海域）

### (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

## 12 びんなが（北西太平洋海域）の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

びんなが（北西太平洋海域）

### (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

### 13 めかじき（北西太平洋海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

めかじき（北西太平洋海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

### 14 めばち（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

めばち（中西部太平洋条約海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

### 15 ひらめ太平洋北部系群の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

ひらめ太平洋北部系群

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

## 16 きんめだい太平洋（千葉県銚子沖）の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

きんめだい太平洋（千葉県銚子沖）

### (2) 資源管理の方向性

当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（立縄漁業のCPUEで1日1隻当たり70キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

### (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 17 きんめだい太平洋（千葉県勝浦沖）の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

きんめだい太平洋（千葉県勝浦沖）

### (2) 資源管理の方向性

当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（立縄漁業のCPUEで1日1隻当たり31キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

### (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 18 きんめだい太平洋（千葉県東京湾口）の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

きんめだい太平洋（千葉県東京湾口）

### (2) 資源管理の方向性

当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和9年までに増加とすることを旨とする。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

### (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 19 このしろ東京湾海域の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

このしろ東京湾海域

### (2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり643トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

### (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 20 すずき東京湾海域の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

## すずき東京湾海域

### (2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（小型機船底びき網漁業のCPU Eで1網当たり3.8キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

### (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 21 ひらめ太平洋中部海域の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

ひらめ太平洋中部海域

### (2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（資源量で1年当たり305トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

### (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 22 まこがれい東京湾海域の資源管理方針

### (1) 水産資源の名称

まこがれい東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和9年までに増加とすることを旨とする。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

23 まあなご東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まあなご東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

本県沿岸への幼魚の来遊状況の情報収集を行うとともに、千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和9年までに増加とすることを旨とする。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

24 まあなご銚子・九十九里海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まあなご銚子・九十九里海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（沖合底びき網漁業のCPUEで1網当たり18キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

25 まだい太平洋中部の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まだい太平洋中部

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（資源量で1年当たり712トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

26 くろあわび千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

くろあわび千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和9年までに増加とするこ

とを目指す。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

27 めがいがわび千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

めがいがわび千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（素潜り漁業のCPUEで1日1隻当たり2.6キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

28 さざえ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

さざえ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（刺し網漁業のCPUEで1日1隻当たり6.4キログラムを上回る資源水準）を維持する。

なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

29 いせえび千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

いせえび千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（刺し網漁業のCPUEで1日1隻当たり6.9キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

30 こういか東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

こういか東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（小型機船底びき網漁業のCPUEで1網当たり1.6キログラムを上回る資源水準）を維持

する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

31 まだこ千葉県外房海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まだこ千葉県外房海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（たこつば漁業のCPUEで1回1隻当たり103キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

32 まかじき中西部北太平洋の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まかじき中西部北太平洋

(2) 資源管理の方向性

当面の間、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の合意等に従い、資源の持続的な利用を図る。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

33 あかかます千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

あかかます千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（59トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

34 あかむつ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

あかむつ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（19トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

35 いしかわしらうお千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

いしかわしらうお千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、資源の回復に努め、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

36 さわら千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

さわら千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（323トン）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該

協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 37 しろぎす千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

しろぎす千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（29トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 38 たちうお東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

たちうお東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり83トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容

の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

とらふぐ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり3.0トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

むつ・くろむつ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（37トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評

価が行えるように努めることとする。

#### 41 うちむらさきがい東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

うちむらさきがい東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（39トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 42 ほんびのすがい東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

ほんびのすがい東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（2,046トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評

価が行えるように努めることとする。

#### 43 なみがい東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

なみがい東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（94トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 44 まなまこ東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まなまこ東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（44トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良

を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 45 さより東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

さより東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり8.1トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 46 ちょうせんはまぐり千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

ちょうせんはまぐり千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される高位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり432トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 47 だんべいきさご千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

だんべいきさご千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり12トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。



## 千葉県資源管理方針 新旧対照表

変更後 (案)	変更前
千葉県資源管理方針	千葉県資源管理方針
<p>一 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、令和5年の海面漁業の生産量で約8万トン、生産額は約230億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約3千人であり、銚子地域から東京内湾地域にかけて、多種多様な漁業が営まれている。</p> <p>銚子地域は沖合で黒潮と親潮が交わり、さらに利根川からの栄養塩類が流れ込むことで全国でも屈指の好漁場となっており、まき網、底びき網、つりなど、沖合の大型漁船から沿岸の小型漁船まで多種多様な漁業が行われ、水揚げされた水産物は全国各地に供給されている。</p> <p>九十九里地域は古くからいわし類を対象としたまき網漁業が盛んであり、地元水産加工業への原料供給元としても重要な役割を果たしている。また、砂浜域においては、ちようせんはまぐり等を対象とした貝桁漁業が盛んであるほか、はえ縄、刺し網などの沿岸漁業が営まれている。</p> <p>外房地域は複雑な海岸・海底地形を有し、磯根や沖合の天然礁に恵まれており、これらの漁場を利用したあわび、いせえび等の磯根漁業、いわし類、ぶり類を主体としたまき網漁業及び定置網漁業、さんめだい等の小型船漁業等が盛んである。</p> <p>内房地域は東京湾から外洋に面した海域まで様々な海洋環境を有することから、定置網、つり、静穏な海域を利用した海面での魚類養殖等の様々な漁業が営まれ、漁獲される魚種も多岐にわ</p>	<p>一 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、平成30年の海面漁業の生産量で約13万トン、生産額は約237億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、銚子地域から東京内湾地域にかけて、多種多様な漁業が営まれている。</p> <p>銚子地域は沖合で黒潮と親潮が交わり、さらに利根川からの栄養塩類が流れ込むことで全国でも屈指の好漁場となっており、まき網、底びき網、つりなど、沖合の大型漁船から沿岸の小型漁船まで多種多様な漁業が行われ、水揚げされた水産物は全国各地に供給されている。</p> <p>九十九里地域は古くからいわし類を対象としたまき網漁業が盛んであり、地元水産加工業への原料供給元としても重要な役割を果たしている。また、砂浜域においては、ちようせんはまぐり等を対象とした貝桁漁業が盛んであるほか、はえなわ、刺し網などの沿岸漁業が営まれている。</p> <p>外房地域は複雑な海岸・海底地形を有し、磯根や沖合の天然礁に恵まれており、これらの漁場を利用したあわび、いせえび等の磯根漁業、いわし類、ぶり類を主体としたまき網漁業及び定置網漁業、さんめだい等の小型船漁業等が盛んである。</p> <p>内房地域は東京湾から外洋に面した海域まで様々な海洋環境を有することから、定置網、つり、静穏な海域を利用した海面での魚類養殖等の様々な漁業が営まれ、漁獲される魚種も多岐にわ</p>

<p>たっている。また、水揚げされた水産物は、首都圏へ出荷されるほか、地域の食堂や直売所において提供されている。</p> <p>東京内湾地域は全国でも有数の浅海漁場であり、のり養殖業やあさり等貝類漁業のほか、小型底びき網、まき網、潜水器、あなご筒、刺し網等の多様な漁業が営まれている。生産される水産物は良質な「江戸前」ものとして市場で高く評価されている。</p> <p>このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p>	<p>たっている。また、水揚げされた水産物は、首都圏へ出荷されるほか、地域の食堂や直売所において提供されている。</p> <p>東京内湾地域は全国でも有数の浅海漁場であり、のり養殖業やあさり等貝類漁業のほか、小型底びき網、まき網、潜水器、あなご筒、刺し網等の多様な漁業が営まれている。生産される水産物は良質な「江戸前」ものとして市場で高く評価されている。</p> <p>このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p>
<p>二～五 (略)</p> <p>六 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条）において準用する法第52条第1項、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第58条）において準用する法第52条第1項、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）において報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>二～五 (略)</p> <p>六 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条）において準用する法第52条第1項、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

<p>七 (略)</p> <p>八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針  特定水産資源以外の水産資源(法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の  目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除  く。)についての具体的な資源管理方針は 10 から 15 までに、法第  11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資  源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は 16 か  ら 47 までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>1 さんまの資源管理方針  (1) (略)  (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法  等  知事管理区分は千葉県さんま漁業とする。  ア 当該知事管理区分に関する事項  (ア) (略)  (イ) 対象とする漁業  千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在  地がある者がさんまを採捕する漁業</p> <p>(ウ) (略)  イ (略)  (3) (略)</p>	<p>七 (略)</p> <p>八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針  特定水産資源についての具体的な資源管理方針は 1 から 9 までに、  特定水産資源以外の水産資源(法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の  目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除  く。)についての具体的な資源管理方針は 10 から 15 までに、法第  11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資  源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は 16 か  ら 47 までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>1 さんまの資源管理方針  (1) (略)  (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法  等  知事管理区分は千葉県さんま漁業とする。  ア 当該知事管理区分に関する事項  (ア) (略)  (イ) 対象とする漁業  <u>定置漁業(法第 60 条第 3 項第 1 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)</u>  <u>及び小型定置漁業(法第 60 条第 5 項第 2 号</u>  <u>に掲げる第 2 種共同漁業のうち小型定置漁業及び千葉県</u>  <u>漁業調整規則(令和 2 年千葉県規則第 61 号) 第 4 条第 1</u>  <u>項第 16 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)</u>  (ウ) (略)  イ (略)  (3) (略)</p>
---	--

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業（法第60条第3項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業のうち小型定置漁業及び千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号）第4条第1項第16号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

- 2 まあじの資源管理方針
- (1) (略)
- (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は千葉県まあじ漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(7) (略)

(1) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

- 2 まあじの資源管理方針
- (1) (略)
- (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は千葉県まあじ漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(7) (略)

(1) 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、小型まき網漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる漁業をいう。以下同

<p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）</u>、<u>小型まき網漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）</u>、<u>定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="837 1220 1061 1982"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>54 隻</td> </tr> <tr> <td>小型まき網漁業</td> <td>18 隻</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>11 統</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>54 統</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 まいわし太平洋系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>ア 当該知事管理区分に関する事項</p> <p>知事管理区分は千葉県まいわし太平洋系群漁業とする。</p>	漁業の種類	漁獲努力量	中型まき網漁業	54 隻	小型まき網漁業	18 隻	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統	<p>じ。）、<u>定置漁業及び小型定置漁業</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。</u></p> <table border="1" data-bbox="837 257 1061 1019"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>54 隻</td> </tr> <tr> <td>小型まき網漁業</td> <td>18 隻</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>11 統</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>54 統</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 まいわし太平洋系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>ア 当該知事管理区分に関する事項</p> <p>知事管理区分は千葉県まいわし太平洋系群漁業とする。</p>	漁業の種類	漁獲努力量	中型まき網漁業	54 隻	小型まき網漁業	18 隻	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統
漁業の種類	漁獲努力量																				
中型まき網漁業	54 隻																				
小型まき網漁業	18 隻																				
定置漁業	11 統																				
小型定置漁業	54 統																				
漁業の種類	漁獲努力量																				
中型まき網漁業	54 隻																				
小型まき網漁業	18 隻																				
定置漁業	11 統																				
小型定置漁業	54 統																				

<p>(7) (略)</p> <p>(1) 対象とする漁業 千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する漁業</p> <p>(7) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 中型まき網漁業、小型まき網漁業、定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="790 1227 1013 1982"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>54 隻</td> </tr> <tr> <td>小型まき網漁業</td> <td>18 隻</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>11 統</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>54 統</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>5 ころまぐる (大型魚) の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 ア 千葉県ころまぐる (大型魚) 漁船漁業等 (4月から6月</p>	漁業の種類	漁獲努力量	中型まき網漁業	54 隻	小型まき網漁業	18 隻	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統	<p>(7) (略)</p> <p>(1) 対象とする漁業 中型まき網漁業、小型まき網漁業、定置漁業及び小型定置漁業</p> <p>(7) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。</p> <table border="1" data-bbox="790 257 1013 1012"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>54 隻</td> </tr> <tr> <td>小型まき網漁業</td> <td>18 隻</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>11 統</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>54 統</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>5 ころまぐる (大型魚) の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 ア 千葉県ころまぐる (大型魚) 漁船漁業等 (4月から6月</p>	漁業の種類	漁獲努力量	中型まき網漁業	54 隻	小型まき網漁業	18 隻	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統
漁業の種類	漁獲努力量																				
中型まき網漁業	54 隻																				
小型まき網漁業	18 隻																				
定置漁業	11 統																				
小型定置漁業	54 統																				
漁業の種類	漁獲努力量																				
中型まき網漁業	54 隻																				
小型まき網漁業	18 隻																				
定置漁業	11 統																				
小型定置漁業	54 統																				

<p>まで)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>a (略)</p> <p>b 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。  <u>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は参入しない。）</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね4トンの本県の留保とし、残りを平成27年から平成29年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に按分する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) その他資源管理に関する重要事項</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について</u>  <u>くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。</u></p>	<p>まで)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>a (略)</p> <p>b 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。  <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</u></p> <p>(a) <u>当該管理年度中（(b)に規定する場合を除く。）</u></p> <p>(b) <u>知事が法第31条の規定による公表をした日から当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。）</u>  <u>陸揚げした日から3日以内</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね4トンの本県の留保とし、残りを平成27年から平成29年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に案分する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) その他資源管理に関する重要事項</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>【新設】</p>
---	--

<p>6 するめいかの資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>知事管理区分は千葉県するめいか漁業とする。</p> <p>ア 当該知事管理区分に関する事項</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 対象とする漁業</p> <p>千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1037 1120 1197 2094"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁獲努力量</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>11 統</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>54 統</td> </tr> </table> <p>6 まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法</p>	漁業の種類	漁獲努力量	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統	<p>6 するめいかの資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>知事管理区分は千葉県するめいか漁業とする。</p> <p>ア 当該知事管理区分に関する事項</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 対象とする漁業</p> <p>定置漁業及び小型定置漁業</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。</p> <table border="1" data-bbox="1037 147 1197 1120"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁獲努力量</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>11 統</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>54 統</td> </tr> </table> <p>6 まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法</p>	漁業の種類	漁獲努力量	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統
漁業の種類	漁獲努力量												
定置漁業	11 統												
小型定置漁業	54 統												
漁業の種類	漁獲努力量												
定置漁業	11 統												
小型定置漁業	54 統												

<p>等 知事管理区分は千葉県まさば及びびごまさば太平洋系群漁業とする。</p> <p>ア 当該知事管理区分に関する事項</p> <p>(7) (略)</p> <p>(1) 対象とする漁業</p> <p><u>千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びびごまさば太平洋系群を採捕する漁業</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>中型まさ網漁業、火光利用さば漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）</u>、<u>敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）（千葉県漁業調整規則第4条第1項第5号に掲げる漁業のうちあじ・さば棒受網漁業をいう。以下同じ。）</u>、<u>定置漁業及び小型定置漁業</u></p>	<p>等 知事管理区分は千葉県まさば及びびごまさば太平洋系群漁業とする。</p> <p>ア 当該知事管理区分に関する事項</p> <p>(7) (略)</p> <p>(1) 対象とする漁業</p> <p><u>中型まさ網漁業、火光利用さば漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）</u>、<u>敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）（千葉県漁業調整規則第4条第1項第5号に掲げる漁業のうちあじ・さば棒受網漁業をいう。以下同じ。）</u>、<u>定置漁業及び小型定置漁業</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。</u></p>								
<table border="1"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁獲努力量</td> </tr> <tr> <td>中型まさ網漁業</td> <td>54 隻</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁獲努力量	中型まさ網漁業	54 隻	<table border="1"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁獲努力量</td> </tr> <tr> <td>中型まさ網漁業</td> <td>54 隻</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁獲努力量	中型まさ網漁業	54 隻
漁業の種類	漁獲努力量								
中型まさ網漁業	54 隻								
漁業の種類	漁獲努力量								
中型まさ網漁業	54 隻								

<table border="1"> <tr><td>火光利用さば漁業</td><td>39 隻</td></tr> <tr><td>敷網漁業 (あじ・さば棒受網漁業)</td><td>7 隻</td></tr> <tr><td>定置漁業</td><td>11 統</td></tr> <tr><td>小型定置漁業</td><td>54 統</td></tr> </table>	火光利用さば漁業	39 隻	敷網漁業 (あじ・さば棒受網漁業)	7 隻	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統	<table border="1"> <tr><td>火光利用さば漁業</td><td>39 隻</td></tr> <tr><td>敷網漁業 (あじ・さば棒受網漁業)</td><td>7 隻</td></tr> <tr><td>定置漁業</td><td>11 統</td></tr> <tr><td>小型定置漁業</td><td>54 統</td></tr> </table>	火光利用さば漁業	39 隻	敷網漁業 (あじ・さば棒受網漁業)	7 隻	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統
火光利用さば漁業	39 隻																
敷網漁業 (あじ・さば棒受網漁業)	7 隻																
定置漁業	11 統																
小型定置漁業	54 統																
火光利用さば漁業	39 隻																
敷網漁業 (あじ・さば棒受網漁業)	7 隻																
定置漁業	11 統																
小型定置漁業	54 統																
<p>8～9 (略)</p> <p>10 かつお (中西部太平洋条約海域) の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>11 きはだ (中西部太平洋条約海域) の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p>	<p>8～9 (略)</p> <p>10 かつお (中西部太平洋条約海域) の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>11 きはだ (中西部太平洋条約海域) の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p>																

<p>を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>12 びんなが（北西太平洋海域）の資源管理方針  (1) (略)  (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>13 めかじき（北西太平洋海域）の資源管理方針  (1) (略)  (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>14 めばち（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針  (1) (略)  (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>12 びんなが（北西太平洋海域）の資源管理方針  (1) (略)  (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>13 めかじき（北西太平洋海域）の資源管理方針  (1) (略)  (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>14 めばち（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針  (1) (略)  (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>
---	--

<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>15 ひらめ太平洋北部系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>16 きんめだい太平洋 (千葉県銚子沖) の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 きんめだい太平洋 (千葉県銚子沖)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p>	<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>15 ひらめ太平洋北部系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>16 きんめだい太平洋系群 (千葉県銚子沖) の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 きんめだい太平洋系群 (千葉県銚子沖)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p>
--	---

<p>の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>17 <u>きんめだい太平洋</u>（千葉県勝浦沖）の資源管理方針</p> <p>(1) <u>水産資源の名称</u> <u>きんめだい太平洋</u>（千葉県勝浦沖）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>18 <u>きんめだい太平洋</u>（千葉県東京湾口）の資源管理方針</p> <p>(1) <u>水産資源の名称</u> <u>きんめだい太平洋</u>（千葉県東京湾口）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>17 <u>きんめだい太平洋系群</u>（千葉県勝浦沖）の資源管理方針</p> <p>(1) <u>水産資源の名称</u> <u>きんめだい太平洋系群</u>（千葉県勝浦沖）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>18 <u>きんめだい太平洋系群</u>（千葉県東京湾口）の資源管理方針</p> <p>(1) <u>水産資源の名称</u> <u>きんめだい太平洋系群</u>（千葉県東京湾口）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
---	--

<p>19 このしろ東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>19 このしろ東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>20 すずき東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>20 すずき東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>21 ひらめ太平洋中部海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称</p> <p>ひらめ太平洋中部海域</p>	<p>21 ひらめ太平洋中部系群の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称</p> <p>ひらめ太平洋中部系群</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>22 まここがれい東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>23 まあなご東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>22 まここがれい東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>23 まあなご東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採</p>
--	--

<p>採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>24 まあなご鮫子・九十九里海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>25 まだい太平洋中部の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 まだい太平洋中部</p> <p>(2) 資源管理の方向性 千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準(資源量で1年当たり712トンを上回る資源水準)を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>24 まあなご鮫子・九十九里海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>25 まだい太平洋中部系群の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 まだい太平洋中部系群</p> <p>(2) 資源管理の方向性 千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準(漁獲量で1年当たり117トンを上回る資源水準)を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>
---	---

<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>26 ころあわび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>27 めがいがわび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>26 ころあわび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>27 めがいがわび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
--	---

<p>の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>28 さざえ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>29 いせえび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>30 こういしか東京湾海域の資源管理方針</p>	<p>改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>28 さざえ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>29 いせえび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>30 こういしか東京湾海域の資源管理方針</p>
--	---

<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>31 まだこ千葉県外房海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>32 まかじき中西部北太平洋の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>31 まだこ千葉県外房海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>32 まかじき中西部北太平洋の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>
--	--

<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>33 あかかます千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>33 あかかます千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>34 あかむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>34 あかむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>

<p>の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>35 いしかわしろうお千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>36 さわら千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>37 しろぎす千葉県海域の資源管理方針</p>	<p>改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>35 いしかわしろうお千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>36 さわら千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>37 しろぎす千葉県海域の資源管理方針</p>
---	--

<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>38 たちうお東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 たちうお東京湾海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり83トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>38 たちうお東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 たちうお東京湾海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（199トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
--	---

<p>39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>41 うちむらさきがい千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>41 うちむらさきがい千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>



<p>認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>44 まなまこ東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>45 さより東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>44 まなまこ東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>45 さより東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
---	--

<p>46 ちょうせんはまぐり千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>46 ちょうせんはまぐり千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>47 だんべいささご千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>47 だんべいささご千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>

### 第3号議案

くろまぐろ、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度に  
おける知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

このことについて、令和8年3月3日付け漁資第778号で知事から  
別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和8年3月13日

会長 石井 春人

漁資第778号

千葉海区漁業調整委員会 様

くろまぐろ、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理  
漁獲可能量の設定について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ、  
するめいか及びぶりに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日  
まで）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に  
より諮問します。

令和8年3月3日

千葉県知事 熊谷俊人  
(公印省略)

(別紙)

一 くろまぐろ (小型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

81.5トン

2 知事管理区分に配分する数量

	知 事 管 理 区 分	配分する数量
一	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	5.5トン
二	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン
三	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	9.9トン
四	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	0.6トン
五	千葉県夷隅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	9.6トン
六	千葉県夷隅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン
七	千葉県夷隅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	10.3トン
八	千葉県夷隅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	9.7トン
九	千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	4.9トン
十	千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン
十一	千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	3.9トン
十二	千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	5.8トン
十三	千葉県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	17.8トン

二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

78.6トン

2 知事管理区分に配分する数量

	知 事 管 理 区 分	配分する数量
一	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	32.8トン
二	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	5.6トン
三	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	8.0トン
四	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	22.1トン
五	千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.1トン

三 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県するめいか漁業	現行水準

四 ぶり

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

試行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県ぶり漁業	試行水準

## 第4号議案

千葉海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する  
法律に基づく処分に係る審査基準の策定について

このことについて、別添（案）のとおり定めることについて審議  
されたい。

令和8年3月13日

会長 石井 春人

千葉海区漁調整委員会における個人情報の  
保護に関する法律に基づく処分に係る  
審査基準（案）

千葉海区漁業調整委員会

千葉海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査  
基準（案）

（令和 年 月 日策定）

〔沿革〕

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき  
千葉海区漁業調整委員会が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第  
1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第1 開示決定等の審査基準

法第82条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、  
以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（法第82条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - （1）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
  - （2）開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
  - （3）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第80条）。
- 2 開示しない旨の決定（法第82条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - （1）開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報がすべて不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
  - （2）開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第81条）
  - （3）開示請求に係る保有個人情報を千葉海区漁業調整委員会において保有していない場合又は開示請求の対象が法第124条第2項に該当する場合若しくは法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合
  - （4）開示請求の対象が法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び法第109条第4項に規定する削除情報に該当するものである場合、法第124条第1項に該当する場合又は法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合
  - （5）開示請求書に法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は

同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思えられる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の県の機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。県の機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有個人情報該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第5 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

4 開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は県の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない。

## 第2 保有個人情報該当性に関する判断基準

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

2 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。

4 「行政機関等が保有している」とは、当該行政機関等が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、

民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

- 5 「行政文書等に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。

したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが行政文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

### 第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

- 1 開示請求者に関する情報（法第78条第1項第1号）についての判断基準

法第78条第1項第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

- 2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）についての判断基準

- (1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号本文）について

ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第78条第1項第3号の規定により判断する。

イ 「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（法第2条第2項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。

ウ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

エ 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に

関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（法第78条第1項第2号イ）について

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知られることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第2号ロ）について

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（法第78条第1項第2号ハ及び個人情報の保護に関する法律施行条例第4条）について

「職務の遂行に係る情報」には、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報が該当する。このうち、当該公務員等の職名と職務遂行の内容は、開示する。

なお、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）第4条において、法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条第2号ハに掲げる情報のうち同号ハに規定す

る公務員等（警察職員であって規則で定めるものを除く。）の氏名（同条例第8条第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当するものを除く。）としている。

### 3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準

#### (1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号本文）について

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第78条第1項第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同項第7号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第1項第2号の不開示情報に当たるとしても検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

#### (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第3号ただし書）について

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第78条第1項第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

#### (3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法第78条第1項第3号イ）について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(4) 任意に提供された情報（法第78条第1項第3号ロ）について

ア 法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とする。

イ 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関等の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

ウ 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関等の長が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ 「条件」については、行政機関等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第78条第1項第3号ロには該当しない。

4 国の安全等に関する情報（法第78条第1項第4号）についての判断基準

本号は「行政機関の長が第82条各項の決定…をする場合において」と規定されているところ、「行政機関の長」には地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が含まれ

ないことから（法第63条参照）、千葉海区漁業調整委員会が本号を適用して不開示決定を行うことはできないため、別途、法第78条第1項第7号イに基づいて判断を行うことになる。

#### 5 公共の安全等に関する情報（法第78条第1項第5号）についての判断基準

(1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

(2) 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証、公判準備等の活動を指す。

(3) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、法第78条第1項第5号に該当する。

(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、法第78条第1項第5号に該当する。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、法第78条第1項第5号に該当する。

一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警

察活動に関する情報については、法第78条第1項第7号の規定により判断する。

- 6 審議、検討等に関する情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準
- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は県の機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
  - (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
  - (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
  - (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
  - (5) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
  - (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的

な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第78条第1項第6号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第78条第1項第6号に該当する。

#### 7 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準

##### (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第78条第1項第7号本文）

ア 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

ウ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

##### (2) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第78条第1項第7号ハ）

ア 「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ること。）に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に

行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、法第78条第1項第7号ハに該当する。

- (3)「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」  
(法第78条第1項第7号ニ)

国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (4)「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」  
(法第78条第1項第7号ホ)

国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (5)「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」  
(法第78条第1項第7号ヘ)

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6)「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第78条第1項第7号ト)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第78条第1項第3号の法人等の場合とは当然異なり、

より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

#### 第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第78条第1項では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

- 2 「容易に区分して除くことができるとき」

- (1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区別が困難な場合だけでなく、区別は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区別することを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

- (2) 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

- 3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのよ

うに削除するかについては、法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

#### 4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（法第79条第2項）

(1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第79条第1項の規定により開示することになる。

ただし、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

#### 第5 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第81条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、本人以外の者が行った行政相談に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第8条に基づき示さなければならない処分理由については、当該情報の性質、

内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

## 第6 訂正決定等の審査基準

法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。  
ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。
- 2 訂正をする旨の決定（法第93条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。  
この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。  
なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。
- 3 訂正しない旨の決定（法第93条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
  - (2) 法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
  - (3) 訂正請求書に法91条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができる認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
  - (4) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
  - (5) 訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
  - (6) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。

## 第7 利用停止決定等の審査基準

法第101条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定は、以下により行う。

1 利用停止をする旨の決定（法第101条第1項）は、請求に係る保有個人情報が必要な範囲に該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

(1) 法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合

「法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。

また、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(2) 法第63条の規定に違反して取り扱われている場合

「法第63条の規定に違反して取り扱われている場合」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

(3) 法第64条の規定に違反して取得された場合

「法第64条の規定に違反して取得された場合」とは、偽りその他不正の手段により取得した場合をいう。

なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

(4) 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合

「法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(5) 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

「法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、法

が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(6) 法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合

「法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合」とは、同条の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供されている場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定（法第101条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
- (2) 法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合
- (3) 利用停止請求書に法第99条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。
- (4) 利用停止請求に理由があると認められない場合
- (5) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合